

中間前金払制度について

広島市

本市では、建設工事の請負契約において、平成18年6月から中間前金払制度を導入しました。本市の建設工事を請け負われた方は、一定の条件の下で中間前払金の支払を請求できますので、活用してください。

1 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加え、工期の半ばで更に2割の前払金の支払を行うものです。

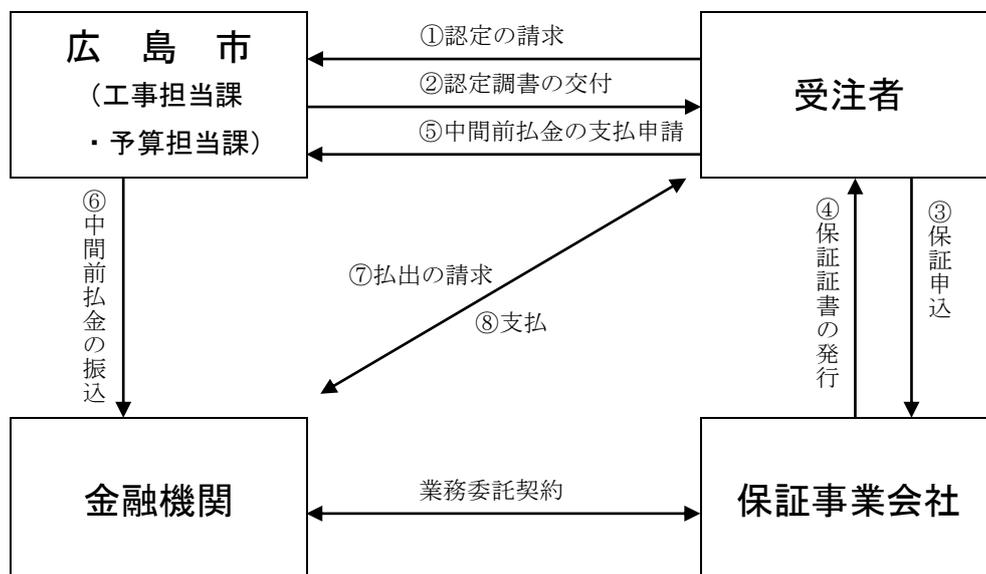
2 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ① 請負代金の額が100万円以上であること。
- ② 工期が3か月以上であること。
- ③ 工期の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ⑤ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 中間前払金の請求手続

中間前払金の支払の請求手続は、次のとおりです。



- ① 受注者は、認定請求書（様式 1）に工事履行報告書（様式 1-2）を添付して、当該工事の発注を担当している課（工事担当課（注））へ提出し、中間前金払に係る認定の請求を行ってください。
- ② 工事担当課（注）は、認定請求書を受け取ってから概ね 7 日以内に認定調書（様式 2）を交付します。ただし、進捗額の調査の結果、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定できないときは、認定調書を交付しません。
なお、工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるともあります。
- ③ 受注者は、認定調書（様式 2）の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。
- ⑤ 受注者は、建設工事請負代金中間前払金支払申請書（様式 3）に保証証書を添えて、工事担当課（注）へ中間前払金の支払の請求をしてください。
- ⑥ 当該工事の予算事務を担当する課（予算担当課）は、受注者の預託金融機関（前払金専用口座）に、請求を受けた日から 14 日以内に中間前払金を振り込みます。
- ⑦ 中間前払金専用の「前払金払出依頼書」（保証事業会社から渡されます。）により、預託金融機関へ払出の請求をしてください。
- ⑧ 受注者に対し、中間前払金が払い出されます。（現金での払出しとなります。）

（注）工事担当課と異なることがあります。あらかじめ工事担当課へご確認ください。

4 債務負担行為に係る契約の取扱い

債務負担行為に係る契約については、各会計年度の出来高予定額を対象として中間前払金を請求することができます。

5 部分払いとの関係

原則として、部分払を請求した後は中間前払金の支払を請求することはできません。また、中間前払金の支払を請求した後は部分払を請求することはできません。

認 定 調 書

(中間前金払請求用)

受 注 者	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
<p>上記の工事についてその進捗額を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">広島市長 松 井 一 實 (局(区) 部 課)</p>	

